

平成14年度国民健康保険税の税率が確定しました

国民健康保険は、加入者の方が病気やけがをしたときに、安心して医療を受けられるための相互扶助の制度で、保険税は病気などにかかった経費の一部を加入者の方の所得や加入者数に応じて負担している。ただくものです。また保険税は医療分と介護納付金分（以下、介護分）を合わせて納付していただきます。

を9回に分けて納める」とになります。

滞納すると資格証明書に
災害その他の政令で認められている事情がなく、いつもでも保険税を納めずにして納税相談などにも応じない場合、やむを得ず次のような措置をとることもあります。

- 1 保険証を返してもらいます。
それにより医療費が一日、金額自己負担となります。
- 2 國保の保険給付が差し止めになります。
療費は後で國保から払い戻しが受けられます。
- 3 財産差押えなどの処分を受けます。
具体的な税率や計算方法は表のとおりです。

平成14年度納付期限		
第1期	4月30日	
第2期	5月31日	
第3期	7月 1日	
第1期～第3期は、仮算定税額期間		
第4期	7月31日	
第5期	9月 2日	
第6期	9月30日	
第7期	10月31日	
第8期	12月 2日	
第9期	12月25日	
第10期	1月31日	
第11期	2月28日	
第12期	3月31日	



表1 平成14年度 国民健康保険税の税率及び計算方法

	医療分	介護分
① 所得割	(前年の総所得金額 - ※控除額) × 税額	6.5%
② 資産割	固定資産税額 (土地と家屋にかかる部分) × 税率	25.3%
③ 均等割	加入者1人当たり	22,000円
④ 平等割	1世帯当たり	25,000円
①+②+③+④=1年間の保険税額		
		最高限度額
		530,000円
		70,000円

※ 所得割の控除額…住民税の基礎控除額33万円。ただし給与所得のある場合は2万円、65歳以上で年金所得のある場合は17万円を加えた額。

注：税額の計算に用いる総所得金額や固定資産税額は、国民健康保険の加入者分のみです。

表2 応益割（均等割と平等割）の軽減制度

世帯あたりの前年の総所得金額が

- 33万円以下の場合……………7割軽減
- 33万円+24.5万円×被保険者数（世帯主を除く）以下の場合……………5割軽減
- 33万円+35万円×被保険者数以下の場合……………2割軽減

◆介護サービスに対する相談や苦情は提供を受けた介護サービスの内容が悪いとか、納得のいく説明を聞かせてもらえないなど、介護サービスに関する相談や苦情は、そのサービスを提供しているサービス事業者に行うか、サービス計画を作成した居宅介護支援事業者、若しくは福祉保健課介護福祉係（☎ 821-5725）にお寄せください。

在宅介護奮闘記

介護者
石瀬 有坂信子さん

◎ お義母さんを介護されて何年になりますか。

…義母は、23年前に脳血栓を起こしました。発病してから、5年間入院していましたが、6年目に「が義母を見るしかない」と決意し、仕事を辞め18年間介護してきました。

◎ 20年前は、在宅サービスが充実していなくて大変でしたでしょうね。

…義母の介護を始めた頃は、今のように利用できる在宅サービスは無く、息子夫婦の助けを得て入浴介助をしたり、無我夢中に介護してきたと思います。平成8年にデイサービスが開設され、週1回の利用が始まりましたが、あれだけ大変だった入浴をしていただき、本当にありがとうございました。

◎ 現在、どんなサービスを利用されていますか。

…現在は週2回のデイサービスと、月1回の訪問看護そして月に7日間くらいのショートステイを利用しています。訪問看護では、身体の状態を観察してもらったり、介護で不安なことを聞かせていただいたら、安心して在宅での介護ができますので、喜んでいます。

◎ サービスの利用を始めて、気持ちの面で何か変化はありますか。

…近所の人に、「義母の介護に追われてばかりいるのではなく、息抜きも大事なのではないか」と言われ、サービスを利用しながら、フォークダンスクラブと石瀬の小唄保存会に入れてもらい活動を始めました。始めはとても不安でしたが、今では明日からの介護にファイトを与えてもらっています。